

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 35 号

神戸市立墓園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立墓園条例施行規則（昭和 41 年 3 月規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (墓域) 第 2 条 墓園は、次に掲げる区域（以下「墓域」という。）に区分する。 (1)～(6) [略] <u>(7) 樹林葬墓地 条例第 3 条第 5 号に規定する樹林葬墓地（以下「樹林葬墓地」という。）が設置された区域をいう。</u> (8) [略] 2 [略] (使用許可の申請) 第 4 条 条例第 4 条第 1 項の使用許可 | (墓域) 第 2 条 墓園は、次に掲げる区域（以下「墓域」という。）に区分する。 (1)～(6) [略] (7) [略] 2 [略] (使用許可の申請) 第 4 条 条例第 4 条第 1 項の使用許可 |

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

| | | |
|-------------|--|-----------------------|
| [略] | [略] | [略] |
| 6 期限付 墓地 | [略] | [略] |
| 7 樹林葬 墓地 | 火葬許可証 又は改葬許可証、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類 | 様式第3号の3による墓園施設使用許可申請書 |
| 8 附属施設 | [略] | [略] |

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第4項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(6) [略]

(7) 樹林葬墓域 市長が別に定める

(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて、右欄に掲げる申請書により市長に申請しなければならない。

| | | |
|-------------|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] |
| 6 期限付 墓地 | [略] | [略] |
| 7 附属施設 | [略] | [略] |

(使用の制限)

第5条 条例第5条第1項及び第2項の条件並びに同条第4項の措置は、別に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる墓域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(6) [略]

ところによること。

(8) [略]

2、3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墓域、合葬式墓域及び樹林葬墓域においては、使用者は、墓碑の設置を行うことができないものとする。

(工作物等の管理)

第7条 墓園施設（区画型合葬式墳墓、合葬式墓地及び樹林葬墓地を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用者は、当該墓園施設の工作物、植樹等の転倒のおそれその他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の必要な措置をしなければならない。

2 [略]

(使用料の還付)

第9条 [略]

(1) [略]

(2) 使用者が、墓石が備え付けられている墓地の区画への焼骨の埋蔵、墓石が備え付けられていない墓地の区画における碑石その他工作物の建設、区画型合葬式墳墓若しくは樹林葬墓地への焼骨の埋蔵又は合

(7) [略]

2、3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、区画型合葬式墓域及び合葬式墓域においては、使用者は、墓碑の設置を行うことができないものとする。

(工作物等の管理)

第7条 墓園施設（区画型合葬式墳墓及び合葬式墓地を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用者は、当該墓園施設の工作物、植樹等の転倒のおそれその他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の必要な措置をしなければならない。

2 [略]

(使用料の還付)

第9条 [略]

(1) [略]

(2) 使用者が、墓石が備え付けられている墓地の区画への焼骨の埋蔵、墓石が備え付けられていない墓地の区画における碑石その他工作物の建設、区画型合葬式墳墓への焼骨の埋蔵又は合葬式墓地への焼骨の

葬式墓地への焼骨の埋蔵若しくは収蔵をしていない場合であって、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれ次に定める期間以内に市長に申し出て使用許可の取消しを受けたとき 既納の当初使用料に10分の5を乗じて得た額

ア、イ [略]

ウ 区画型合葬式墳墓、合葬式墓地及び樹林葬墓地 許可を受けた日から1年

(3) [略]

別表第2 (第8条関係)

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

| 墓園 の名称 | 種別 | 面積 | 金額 |
|-----------|-----|-----|-------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 鴨越 墓園 | [略] | [略] | [略] |
| 樹林 葬墓地 | — | — | 1体につき 150,000円 |

イ [略]

(2) [略]

埋蔵若しくは収蔵をしていない場合であって、次に掲げる施設の区分に応じそれぞれ次に定める期間以内に市長に申し出て使用許可の取消しを受けたとき 既納の当初使用料に10分の5を乗じて得た額

ア、イ [略]

ウ 区画型合葬式墳墓及び合葬式墓地 許可を受けた日から1年

(3) [略]

別表第2 (第8条関係)

(1) 墓園使用料

ア 当初使用料

| 墓園 の名称 | 種別 | 面積 | 金額 |
|-----------|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 鴨越 墓園 | [略] | [略] | [略] |

イ [略]

(2) [略]

様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

様式第3号の3 (第4条関係)

墓園施設使用許可申請書(樹林葬墓地用)

神戸市長 宛

神戸市立墓園条例(昭和41年3月条例第45号)第4条の規定により、墓園施設(樹林葬墓地)を使用したいので、申請します。

(申請者)

年 月 日

〒 _____ 本 籍 _____

_____ 住 所 _____

フリガナ 姓 _____ 名 _____

氏 名 姓 _____ 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電 話 _____

携帯電話 _____

(印)

| | | | |
|--------|--|---------|-----------|
| 申請区分 | <input type="checkbox"/> 埋蔵する焼骨を所持している <input type="checkbox"/> 生前予約 | 墓 域 | 樹 林 葬 墓 地 |
| 被埋蔵者氏名 | 姓 _____ 名 _____ | 申請者との続柄 | |
| | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 添付書類 | ・住民票の写し(本籍地記載があるもの(マイナンバー記載は省略)) ・印鑑登録証明書 ・火葬許可証または改葬許可証 ・戸籍謄本 ・誓約書 ・その他() | | |
| 申請理由 | | | |

備考 この様式における「被埋蔵者」には、神戸市墓園条例第4条第2項第5号ウに規定する埋蔵される予定のものを含む。

様式第8号を次のとおり改める。

様式第8号（第11条関係）

埋 蔵 ・ 収 蔵 届 書

神戸市長 宛

次のとおり遺骨の埋蔵又は収蔵をしたいので、神戸市立墓園条例(昭和41年3月条例第45号)第8条の規定により、使用許可書を提示して届け出ます。

令和 年 月 日

使用者
(届出者) 本 籍
〒.....
住 所
ふりがな
氏 名
電話（ ） 携帯

| 死亡者氏名 (生年月日) | 本 籍 及 び 住 所 | 使用者との 続柄 | 死 亡 年月日 | 埋蔵・収蔵 年月日 |
|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------|
| ふりがな (..... 生) | 本籍 ----- 住所 | | · · | · · |
| 使用許可を受けた者 | 住所 | 氏名 | | |
| 使用 区分 | <input type="checkbox"/> 埋蔵する場所 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 収蔵する場所 | | | |
| 添 付 書 類 | <input type="checkbox"/> 火葬許可証 | <input type="checkbox"/> 火葬証明書 | <input type="checkbox"/> 改葬許可証 | |
| 届出者が使用者と異なるときは、その理由 | | | | |

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。